

和泉市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

従来から本市の地域就労支援事業は大阪府と連携して実施してまいりました。平成22年度も引き続き大阪府と連携して取り組んでまいります。国の「ふるさと雇用再生基金事業」「緊急雇用創出基金事業」においては、18事業の雇用施策を実施し、市内における雇用機会の創出に努めてまいります。とりわけ、介護・福祉関連事業分野では、「障害者授産製品の販路拡大・雇用促進事業」「ひとり暮らし高齢者訪問事業」「介護保険未利用者訪問事業」「支援教育補助員派遣事業」を基金の活用によって取り組んでまいります。

また、職業能力開発事業として、「フォークリフト運転技能講習会」「医療事務医科講習会」などの講習会を開催し、再就職を支援してまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本市では、全国の自治体に先駆けて「和泉市無料職業紹介センター」を設置し、関係機関との連携によって無料職業紹介事業に取り組んでまいりました。引き続き、地域就労支援事業と無料職業紹介事業によって、就労困難者一人ひとりに合った支援を行ってまいります。

景気悪化によって仕事と住居をなくした方々に対しては、国の「住宅手当緊急特別措置事業」を活用し、生活保護担当課と連携して支援してまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

国や府と連携し、関係法の遵守に向けた啓発活動に取り組むとともに、商工会議所等の関係団体に働きかけてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

行政の福祉化による総合評価入札制度については、メリット・デメリット両方あるため現在研究をしている段階であり導入までには至っておりませんが、建設工事については、平成22年度から価格その他の要素を加味した総合評価入札方式を試行的に導入していく予定としております。

次に、最低賃金については、現行は基本的に大阪府の最低賃金を下回らないよう最低制限価格を設定して対応していきたいと考えております。

最後に、公契約条例の制定に伴う最低賃金の底上げについては、第一義的には労働者間の賃金に不平等を生じさせない公契約法によるものと考えておりますが、近隣各市の検討状況を踏まえ研究していきたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

長時間労働による労働災害が体調不良、男女共同参画の推進の視点などからも仕事と生活の調和は大切なことと考えます。今後、国・府と連携し啓発活動に取り組むとともに、商工会議所等の関係団体にも働きかけてまいりたいと思います。

また、誰もが仕事・家庭生活・地域活動・個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できるような社会にすることがワーク・ライフ・バランスの考え方と思われませんが、この制度を推進するためには、各個人のニーズを適格に把握し、その多様なニーズに基づいた子育て支援施策を展開することが今後の課題と考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市においては、地元商工会議所と連携し、市内中小企業に対し経営相談や技術・創業支援などの様々なニーズに応えるべく、平成15年度から「和泉市ものづくりサポートセンター」を立ち上げ専門コーディネーターを配置させています。また、市内産業団地（テクノステージ和泉・トリヴェール和泉西部地区等）と地場産業の間でビジネスマッチング等を積極的に行っています。

次にテクノステージ和泉内及びトリヴェール和泉西部地区内の企業間の交流・親睦を図るとともに共通の利益増進に努め、地域社会の発展に寄与することを目的とするため、「テクノステージ和泉まちづくり協議会」「トリヴェール和泉西部地区連絡協議会」の組織が形成され産業団地内のすべての企業が会員となっているほか、府立南大阪高等職業技術専門学校・府立産業技術総合研究所や桃山学院大学が入会し、「テクノステージ和泉まちづくり協議会」においては市の担当課が、また「トリヴェール和泉西部地区連絡協議会」においては地元商工会議所が事務局となり、相互の協力のもと産官学の連携を行っています。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市においては、市内の工場適地及び本市の基本構想に沿って計画的に開発された区域であるテクノステージ和泉とトリヴェール和泉西部地区に進出する企業に対し、「企業誘致促進条例」に基づき奨励金を交付しております。

また、低金利融資に関する施策については、中小企業向けに大阪府・本市の制度融資及び㈱日本政策金融公庫を利用された事業主に対し、「和泉市中小企業融資利子補給金交付要綱」に基づき支払利子の一部を助成しております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨に基づき、中小業者育成の観点から、分離・分割発注を推進するなど中小企業者の受注機会の増大に努めております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請代金支払遅延防止法及び下請中小企業振興法の下請二法については、その取締りの第一義的な責任は、国の機関である中小企業庁や公正取引委員会であると考えておりますが、本市におきましても、契約締結時等に適宜周知していきたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革を進めるにあたっては、事務事業見直し基本方針のアクション・プログラムであります「行財政改革プラン」におきまして、毎年本市「政策調整委員会」において進行管理を行い、ホームページ及び市政情報コーナーにて結果を公表しております。

また、現在の「行財政改革プラン」の計画期間は平成17年度を起点とし、平成21年度までの「行財政改革プラン」の目標とその実現に向けた具体策を示したものであり、今後の具体的な取り組み施策や目標値等については、「共創和泉まちづくり推進事業」を創設し、これまでの行財政改革等（「財政健全化計画」「行財政改革プラン」）の検証を行い、市民サービスの視点を踏まえて「行財政改革計画（仮称）和泉市再生プラン」を策定中です。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

大阪府からの権限移譲によりNPO法人設立の認証等に関する事務を平成24年までに各市町村で実施するのに向け検討しており、本市といたしましても、それに向け調査研究を行っております。

地方分権時代における自主的な市政運営において市民相互の協働及び市民と行政との協働は必要不可欠で、今後は、より多くの市民の皆様の参加参画をいただきながら行政運営を行ってまい

ります。

また、ボランティア団体やNPO法人が行う公益的な市民活動を支援する事業の実施に向けて検討を行います。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

権限移譲実施計画については、現在の地方分権の大きな時代の流れのなか、地域特性も踏まえながら各市町村が独自に決定し策定するものであると理解しています。

また、権限移譲を受け入れた場合については、市広報やホームページなどを通じて、市民の皆さまに分かりやすく周知する必要性があると考えています。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

本市の行政評価において、毎年政策・施策・事務事業評価を行っておりますが、事務事業評価については手法の妥当性や市が行う必要性等についても評価しており、税と運営の効率化の観点から随時見直しを行っているところです。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

近畿都市税務協議会を通じて地方税制に関する要望を行っております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

事務事業評価については、事業費及び人件費を含めたトータルコストを踏まえ、手法の妥当性や市が行う必要性等について評価しており、施策については、施策の成果の達成を測るものさしとして成果指標を設けることにより、客観的にも分かりやすくなっております。

なお、評価結果等についてはホームページ及び市政情報コーナーにて公表しています。

外部評価については、先進各市において有識者も含めた外部評価を取り入れているところもありますが、本市においては、行政改革やコスト削減といった目的ではなく行政経営に関するマネジメントシステムと位置付けていることから、まずは行政の責任としてきちんと自己評価を行い、その結果を市民の皆さんに公表し、説明し、改善してまいりたいと考えるものです。

したがいまして、外部評価につきましては、今後、政策評価・施策評価の進み具合や全庁的な認識の高まりなど、行政評価制度全体の定着状況を見ながら研究・検討してまいりたいと考えています。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

「地域医療計画」は関係機関と連携のもと大阪府において計画され、推進するために、圏域の泉州保健医療協議会が設置されています。

泉州医療圏(高石市から岬町までの8市1町)は、医療圏内の病院群輪番制病院ならびに小児救急輪番制病院(休日または夜間の重症救急患者医療を実施している二次医療機関)に対し、住民が適切な医療を受けられるよう、当該運営費の一部をこの圏域の8市1町が共同連携して補助し、意見交換しております。救急医療については重要な課題であると認識しており、今後も、引き続き市民の方々が安心して暮らしていけるよう、努めていきます。

また、平成21年度から医療職職員の確保と定着を図るため、夜間保育所の使用に要した保育料の一部を補助することを目的とした、和泉市立病院職員の夜間保育費用補助取扱要綱の設置を行い、離職防止について努力しています。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善

に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護保険事業者と保険者が介護保険制度の認識を共有するため、介護保険事業者連絡協議会を開催しております。

介護保険適正化事業として、各事業所に適切な計画作成及びサービス提供に努めてもらうため、面談方式によりケアプラン点検を行い、人材資質の向上を図っています。

また、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が中心となり、適切なケアプラン及びサービス計画に向けた研修や個別指導を実施しています。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

国では、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な制度を作るまでの間、低所得者1・2の障がい者及び障がい児の保護者について、障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を平成22年4月から無料とします。また、地域生活支援事業(移動支援等)の利用者負担につきましても、引き続き低所得者のサービス利用に支障が生じないように検討中です。

本市においては、利用者一人ひとりのニーズや必要なサービス量を勘案し、「障害程度区分」「社会参加ニーズ」「介護の状況」などを指標とした決定基準に照らし合わせて必要な支給量を確保できるように、支給基準を設けております。

今後もサービス基盤の整備状況やケアマネジメントの向上を図りながら、利用者のニーズに合った福祉サービスに努めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

市民の健康に関する悩みについて、保健センター及び保健福祉センターの保健師が窓口等で個別相談を行っています。また専門知識を必要とする相談については、保健所の精神保健福祉士と連携を密に対応します。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市では、以下に示すような地域との関わりのある子育て支援施策を実施しており、現在策定中の「次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に基づき推進してまいります。また、保育については、待機児童及び保育ニーズの地域差解消のため保育所の適正配置に努めてまいります。

地域子育て支援センター事業【地域子育て支援拠点事業（センター型）】

現在、民間保育園のクレアール保育園・幸保育園・和泉ひかり保育園において実施していますが、平成22年度から市内の地域子育て支援センターの中核的な役割を担う公立の地域子育て支援センター1ヶ所を公立保育園内に開設する予定です。最終的には市内に5ヶ所設置する予定です。

いずみ・エンゼルハウス事業【地域子育て支援拠点事業（ひろば型）】

親子が交流でき、集える場の提供や育児相談などを受けてもらえる施設を整備し、今までの保育所中心の子育て支援策だけではなく、広く在宅の子育て家庭も含めた支援策として、いずみ・エンゼルハウス事業を実施しています。

運営に関しては、市が助成する地域のNPO法人が行い、親子交流の場の提供や子育て相談、子育て情報の提供などの事業を実施しています。

現在、鶴山台・府中・北松尾の3ヶ所に設置されており、将来的には市内に7ヶ所設置することを目標にしています。

子育てサークル活動支援事業

本市内を拠点として活動する子育てサークルが実施する、子育て支援対策に有効であると認められる事業に対して、補助金を交付する事業です。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

学校の安心・安全対策につきましては、大阪府の補助事業である小学校警備員等の配置に係る「学校安全対策交付金」が平成22年度末をもって廃止されることが決定しております。

これまで本市におきましても、府交付金を活用しながら学校受付要員を配置し、ソフト面での

児童の安全対策を行ってまいりました。またあわせて、校門にはオートロックシステムや防犯カメラを設置し、ハード面での安全対策も行っております。

今後も登下校時の見守り活動を含めて、より一層、児童の安全が確保されるよう対策を講じてまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生での35人学級の維持につきましては、今後も引き続き府へ要望してまいります。

また、キャリア教育につきましては、子ども一人ひとりの進路を保障し、望ましい勤労観・職業観を育てるために、小学校段階から子どもの発達段階に応じて系統的・継続的に取り組むよう、市内全小・中学校に指示しているところです。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度と和泉市奨学金制度につきましては、現在の財政状況から現行制度を拡充する予定はありませんが、授業料減免ならびに給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施については、府や国に対して要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、現在以下に示すような児童虐待防止等の体制を整備しておりますが、平成22年度から機構改革が予定されており(内容はまだ未定)、新体制においても児童虐待の予防ならびに対応に努めてまいります。

子育てなんでも相談センター

児童虐待に関する法律及び児童福祉法の改正により、平成17年4月からは児童相談や要保護

児童の通告先としての対応を市町村が行うこととされ、これらに対する調査・指導を行わなければならないこととされたため、子育て支援室内に「和泉市子育てなんでも相談センター」を設置しています。

家庭児童相談員2名・臨時職員1名(社会福祉士)・子育てなんでもアドバイザー7名による家庭児童相談・子育て相談・出前型地域子育て支援センターの運営・保健センターとの連携による家庭支援・児童虐待家庭訪問・出前保育・非行相談等の業務を行っております。今後、児童虐待対応の家庭児童相談員(常勤)の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、児童虐待防止に適切に対応するため、和泉市要保護児童対策地域協議会を平成18年1月に設置し、岸和田子ども家庭センター・保健センター・教育委員会その他の関係機関で構成される代表者会議・実務者会議・ケース検討会議を開催し、要保護児童等について情報を共有し、適切な支援を行っております。

その他

家庭訪問支援員が支援を必要としている家庭に訪問し、育児相談や簡単な家事の援助を行う「育児支援家庭訪問事業」や、保健センターの4ヶ月及び1歳半健診未受診者の家庭を訪問して各種パンフレットや予診票を配付し、保護者や子どもの様子を確認し、必要に応じて各種の支援につなげる「いずみすこやか訪問事業」を実施しています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

配偶者からの暴力防止と相談対応については、「和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議」を設置し、大阪府との連携のもと配偶者暴力防止法を踏まえながら取り組みを推進しております。

相談体制については、「女性問題総合相談」として法律相談・カウンセリング・電話相談を実施し、相談体制の充実を図っております。

配偶者からの暴力の相談窓口や配偶者暴力防止法の内容は、広報やパンフレット等で周知を図っているところで、「基本計画」の策定は今後、検討・研究してまいりたいと考えております。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成17年に第2期「和泉市男女共同参画行動計画」を策定し、計画に基づき取り組んでいます。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状（達成状況）を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では平成14年3月に「和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、目標年度（平成18年度）において、基準年度（平成12年度）比で、目標の6%を上回る約11%の温室効果ガス削減ができました。また平成19年6月には、引き続き「第2次和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成23年度を目標に平成18年度比で6%の削減を掲げ、現在環境負荷の低減に向けた取り組みを進めているところです。本計画の進捗状況の検証については、P D C Aサイクルに基づいた継続的改善を図りながら進めており、毎年1回発行している環境白書『和泉市の環境』の中で広く市民に公表しております。

具体的な取り組みとしては、電気・ガス・水道使用量の削減をはじめ、紙の両面使用、再資源化によるごみの削減、また天然ガス車やハイブリッド車等低公害車の導入など、さらに市有施設につきましては、できるだけエネルギー対策について考慮し、太陽光発電設備やハイブリッド灯また雨水利用などといった新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努めているところでございます。

一方、産業・運輸・民生各部門については、本市域からの温室効果ガスの総排出量を把握しそれらの削減目標を設定するとともに、削減に向けた様々な施策の展開を進めるべく新たに「和泉市地球温暖化対策地域推進計画」の策定業務を現在進めているところです。

また、本計画に先行しまして、平成21年度においては「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度」を創設し、1kWあたり50,000円（上限200,000円）の助成を実施いたしました。予算枠の50名に対して238名の応募があり、市民の環境への意識の高さを改めて認識したところです。

我が国における温室効果ガスの部門別に占める割合で民生部門は10%といわれており、今後、温室効果ガスの削減にはこの部門の排出抑制は必要不可欠のものと認識しております。本市においても、環境家計簿のこれまで以上の普及・啓発、環境研修会による意識の高揚、また太陽光発電設備などの新エネルギー設備の普及への啓発に努めていきたいと考えております。

(2) (3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

市内の自治会・子ども会・婦人会等の地域団体が実施している新聞・雑誌・ダンボール・古繊維等の集団回収活動は、ごみの減量・再資源化に大きな成果を収めています。市では再資源化事業推進奨励金制度を設置し、集団回収を実施される団体に対して回収量及び実施回数に応じて奨励金の交付を行っています。

和泉市リサイクルプラザ「彩生館」では粗大ごみの減量を図るため、不用品として市民から提供された自転車・家具・電化製品の修理・販売をはじめ、リサイクル活動の一環として各種教室・環境講座・フリーマーケットの開催など、環境に対する市民意識の向上とごみの減量・リサイクル推進の拠点施設として広く市民に利用されています。

次世代を担う子どもたちがごみと生活について学習するため、授業内容を補足する資料として、小学校4年生向け副読本『ごみとわたしたち』を毎年発行するとともに、同じく小学校4年生を対象に3Rを中心とした「ごみ減量出前授業」を実施するなど、環境教育にも取り組んでいます。

全世帯向けに「ごみの分け方・出し方」及び「収集日程」等を毎年発行しており、あわせてごみ問題に関する記事を『広報いずみ』に掲載し、また必要に応じて特集号を発行するなど、市民の皆様に対する意識啓発を行っています。加えて町会・自治会等の地域団体の要請に応じて、ごみ処理の現状やごみの分別方法などについて市職員による「出前講座」を実施するなど、啓発活動に努めております。

また食料廃棄物の削減については、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための容器(コンポスト・EMぼかし)を設置される市民に対して容器購入費補助金を交付することにより、堆肥化容器の設置を促進し家庭から排出される生ごみの再利用を図り、あわせて市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進しています。

今後、上記の事業を積極的に推進することによりごみの減量化を図るとともに、大阪府との連携を密にしながら、リサイクル率を全国平均並みに高めてまいりたいと考えております。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害に備えた食糧等の備蓄につきましては、「大阪府地震被害想定」に基づき必要とする備蓄体制の整備に努めているところです。また防災訓練につきましても、自助・共助の推進という観点から、地域主導の防災訓練として毎年実施をしているところです。避難所につきましては、市内の小・中学校を指定し、誘導標識を一定整備してきたところですが、さらなる充実を図ってまいります。

緊急医療体制につきましては、「和泉市災害応急対策実施要領個別事務分掌」に基づき、各担当課がその役割を担っていくこととしております。

土石流対策・河川改修(二級河川)・海岸整備につきましては大阪府が促進している事業で、国・府に補助金の増額や事業の推進を要望してまいります。本市が管理している河川につきまし

ては、危険箇所から順次整備を行ってまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校は児童・生徒が生活を送る場であり、災害時における地域住民の避難場所にもなっておりますことから、平成19年度より校舎及び体育館の耐震補強工事を積極的に行ってまいりました。体育館につきましてはすでに耐震化を終え、現在は校舎の耐震補強工事を実施しているところでございます。

平成21年度から22年度におきましても、計28棟の校舎の補強工事を実施する予定であり、残る校舎につきましても耐震強度の低い校舎から優先的に工事を実施し、平成27年度末までにすべての校舎・体育館の耐震化を終える予定です。

また、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事については、過年度より各補助制度を確立・拡充し、予算の確保を行っております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

安全で安心して暮らせるため、本市といたしましても和泉警察署をはじめ和泉防犯協議会・市民自主防犯組織「和泉総合防犯センター（ICPC）」など各種防犯団体と連携を強化し、地域巡回や啓発活動を行うほか、学校と地域・各種団体とで構成する少年補導ネットワークづくりを進めるなど、地域の子どもは地域で守るというスローガンで子どもを狙った犯罪の抑止活動にも力をいれていきます。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス

網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

道路整備においては、交通バリアフリー法に基づき整備してまいります。幹線道路網の整備に向け、国道480号のJR阪和線交差部のアンダーパス事業や480号府県間バイパス事業など、また府道では池上下宮線の延伸と大阪岸和田南海線の整備につきまして、引き続き国や大阪府に対し促進を強く要望してまいります。市道につきましても、伯太伏屋線をはじめ信太3号線・伏屋唐国線などの早期完成に向け事業を推進してまいります。

また、高速道路を含む道路交通網については、関係市町とともに紀淡連絡道路開通の早期実現をめざす取り組みを行うとともに、公共交通網につきましてもコミュニティバス「めぐーる」の運行による公共交通網の整備に努めております。

本市では、地球温暖化の防止をはじめ、交通渋滞の緩和、交通事故の削減、さらには省エネルギー等の自動車交通を取り巻く諸問題を改善するため、和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会を立ち上げ、国・府・地域団体・事業者等とともに、『かしこいクルマの使い方』の冊子等による啓発や小学校を対象とした「交通・環境学習」の推進など様々な取り組みを行い、車の適正な利用と公共交通の利用を呼びかけてまいりました。引き続き、環境に良い交通行動について考え、実践していただけるよう啓発に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害救済制度については、一昨年7月24日に国に対する働きかけとして、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会の三者要望を提出した結果、法務省より「しかるべき時期に国会に法案を再提出することを目指すべきものと考えている」との回答を得ており、今後とも国の動きを注視しながら人権擁護活動にもより一層努めてまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市においては市民公募により組織されている「人権平和事業実行委員会」が、年間を通して

平和千羽鶴展・平和コンサート・平和映画会等の取り組みを行っているところであり、今後も同実行委員会と公民協働の立場で平和施策の推進に努めてまいります。

7. 独自要請

(地域医療体制の確立について)

現在、医師の偏在等による医師確保の困難な状況、また診療報酬制度の改悪により特に公立病院の運営は厳しいものとなっています。

このような状況のなか、泉州地域の公立病院の財政も赤字運営の続く厳しい財政運営となっています。連合大阪泉州地区協議会は、地域医療を守る観点から貴市立病院の健全な財政運営を求めるとともに、市としても財政的な支援を行うことを求め、また、泉州地域の広域的な医療の一翼を担っている現状を踏まえ、大阪府さらに国からの支援を積極的に求めることを要望します。

(回答)

赤字運営の厳しい財政状況から健全な財政運営に転換を図るべく「和泉市立病院経営健全化実施計画(公立病院改革プラン)」の作成を行い、その進行管理に病院経営・経理・地域医療、その他医療に関する学識を有する専門の方々を院外から迎えて経営監視委員会を組織し、提言等を仰ぎながら健全な財政運営ができるよう努力しています。

また、財政支援については、市も現状の病院経営の実態を把握し、大阪府・国に対しては府と全国自治病院で組織する協議会等を通じて、良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう財政支援を含め各施策について要望しています。